

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和6年3月版							令和7年3月版							改訂理由
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等	
1					第1章 総則		1					第1章 総則		
1	2				第2節 事前調査		1	2				第2節 事前調査		
1	2	1			1. 工事内容、施工条件等の把握		1	2	1			1. 工事内容、施工条件等の把握		
1	2	1	0	1	施工計画を作成するにあたっては、あらかじめ設計図書に明示された事項に 対する 事前調査を行い、安全確保のための施工条件等を把握しておくこと。		1	2	1	0	1	施工計画を作成するにあたっては、あらかじめ設計図書に明示された事項 及び主な被災履歴等 の事前調査を行い、安全確保のための施工条件・ 避難経路・避難場所 等を把握しておくこと。		・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
2					第2章 安全措置一般		2					第2章 安全措置一般		
2	1				第1節 作業環境への配慮		2	1				第1節 作業環境への配慮		
2	1	1			1. 換気の悪い場所等での必要な措置	安衛法22	2	1	1			1. 換気の悪い場所等での必要な措置	安衛法22	
2	1	1	3		(3) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。併せて、現場内の作業環境に配慮した工法の採用に努めること。	安衛則582 粉じん則27 厚生労働省通達基 安化発1222第2号 (R3. 12. 22)	2	1	1	3		(3) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。併せて、現場内の作業環境に配慮した工法の採用に努めること。	安衛則582 粉じん則27 厚生労働省通達基 発0525第3号 (R5. 5. 25)	・適用通達の更新
2	1	4			4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置	厚生労働省通達基 発0420第3号 (R3. 4. 20)	2	1	4			4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置	厚生労働省通達基 発0420第3号 (R3. 4. 20)	
2	1	4	1		(1) 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。		2	1	4	1		(1) 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。		・読点のカンマへの修正（1箇所）
2	2				第2節 工事現場周辺の危害防止		2	2				第2節 工事現場周辺の危害防止		
2	2	1			1. 工事区域の立入防止施設		2	2	1			1. 工事区域の立入防止施設		
2	2	1	1		(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。なお、立ち入り防止施設については、相互に連結・固定する等、強風等による飛散防止に努めること。		2	2	1	1		(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。なお、立ち入り防止施設については、相互に連結・固定する等、強風等による飛散防止に努めること。		・読点のカンマへの修正（3箇所）
2	5				第5節 墜落防止の措置		2	5				第5節 墜落防止の措置		
2	5	2			2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置		2	5	2			2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置		
2	5	2	4		(4) 柵、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。	安衛則530	2	5	2	4		(4) 柵、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を 見やすい箇所 に設置し、監視員を配置すること。また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。	安衛則530	・安衛則530の改正に伴う改訂
2	7				第7節 異常気象時の対策		2	7				第7節 異常気象時の対策		
2	7	2			2. 気象情報の収集と対応		2	7	2			2. 防災気象情報等 の収集と対応		
2	7	2	1		(1) 事務所にテレビ、ラジオ、インターネット等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。		2	7	2	1		(1) 事務所にテレビ、ラジオ、インターネット等を常備し、常に 防災気象情報等 の入手に努めること。 なお、防災気象情報等の確認にあたっては、広域的に確認すること。		・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
2	7	3			3. 作業の中止、警戒及び各種点検		2	7	3			3. 作業の中止、警戒及び各種点検		
2	7	3	1		(1) 気象の状況に応じて作業を中止すること。	安衛則522	2	7	3	1		(1) 防災気象情報等※を踏まえ、作業の中止を判断すること。※防災気象情報等：気象庁、河川・防災部局等が発表する警報等、市町村が発令する避難情報を指す	安衛則522 安衛則245 安衛則512の3 安衛則564 クレーン則74の3	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
2	7	3	2		(2) 天気予報等 であらかじめ異常気象が予想される場合は、作業中止を含めて作業予定を検討しておくこと。		2	7	3	2		(2) 防災気象情報等 であらかじめ異常気象が予想される場合は、作業中止を含めて作業予定を検討しておくこと。		・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂

2	7	3	5	(5) 工事責任者は、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班を出勤させて巡回点検を実施すること。		2	7	3	5	(5) 工事責任者は、 防災気象情報等を確認の上 、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班を出勤させて巡回点検を実施すること。		・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
2	7	3	8	(8) 警報及び注意報が解除され 、作業を再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検すること。		2	7	3	8	(8) 防災気象情報等を確認の上 、作業を再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検すること。		・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8			第8節 地震を受けた地域における工事の対策	基安安発0104	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	1		1. 土砂崩壊災害防止対策		・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	1	1	(1) 地山の掘削を伴う工事の施工にあたっては、地震の影響により地山が崩れやすくなっている可能性があることに十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。また、地震発生以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。 調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。 また、必要に応じ、地質の専門家の意見も踏まえながら、工事の安全性に関するリスクを把握すること。	労働則第355条 国道249号中屋トンネル付近工事現場における作業員の被災事案を踏まえた再発防止策について (R6.11.1)	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	1	2	(2) 掘削の作業にあたっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行い、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。	安衛則358条	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	1	3	(3) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。	安衛則361条	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	1	4	(4) 斜面崩壊による災害の防止を図るため、斜面の日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。	「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」厚生労働省通達基安安発0629第1号 (H27.6.29)	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	1	5	(5) 地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、前項(1)から(4)までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。また、地震による被災後の雨量中止基準は、段階的に引き下げるなど検討を行うこと。		・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	2		2. 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保		・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	2	1	(1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。	安衛則155条	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	2	2	(2) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械と接触するおそれのある箇所への労働者の立入りを禁止する措置を講ずる。又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と労働者との接触防止を徹底すること。	安衛則158条	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
						2	8	2	3	(3) 運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。	安衛則157条	・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂

										2	8	2	4	(4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。			・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
										2	8	3		3. その他			・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
										2	8	3	1	(1) 地震による災害の復旧工事においては、本震の発災から当面の間は強い余震が想定されることから、工事に伴う作業中に余震が起こるなどの窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。また、余震による倒壊を防止するための措置について検討し、必要な対策を講じておくこと。			・災害復旧工事における事故の再発防止策による改訂
2	8				第8節 火災予防					2	9			第9節 火災予防			・項目追加による節番号の変更
2	8	5			5. 避難設備					2	9	5		5. 避難設備			
2	8	5	1		(1) 事務所、寄宿舎の要所に避難経路を表示すること。	建設業附属寄宿舎				2	9	5	1	(1) 事務所、寄宿舎の要所に避難経路を表示すること。	建設業附属寄宿舎 規程9条		・適用基準等の記載位置の修正
2	8	5	2		(2) 2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には、すべり台、すべり棒、避難はしご、避難ロープ等を設置すること。	規程9条 消防令25 消防則27				2	9	5	2	(2) 2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には、すべり台、すべり棒、避難はしご、避難ロープ等を設置すること。	消防令25 消防則27		・適用基準等の記載位置の修正
2	9				第9節 工事現場のイメージアップ					2	10			第10節 工事現場のイメージアップ			・項目追加による節番号の変更
2	10				第10節 現場管理					2	11			第11節 現場管理			・項目追加による節番号の変更
2	10	9			9. 剥離剤など化学物質の適正な使用					2	11	9		9. 剥離剤など化学物質の適正な使用			
2	10	9	0	1	剥離剤など化学物質の使用については、ラベル・SDS（安全データシート）の情報に基づき、化学物質リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の作業員への周知を行ったうえで、リスク低減措置を実施すること。	厚生労働省通達基 安化発 0518 第 1 号（R4.5.18）				2	11	9	0	1	剥離剤など化学物質の使用については、ラベル・SDS（安全データシート）の情報に基づき、化学物質リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の作業員への周知を行ったうえで、リスク低減措置を実施すること。	厚生労働省通達基 安化発 0518 第 1 号（R4.5.18）	・読点のカンマへの修正（1箇所）
4					第4章 機械・装置・設備一般					4				第4章 機械・装置・設備一般			
4	5				第5節 移動式クレーン作業					4	5			第5節 移動式クレーン作業			
4	5	5			5. 移動式クレーンの作業					4	5	5		5. 移動式クレーンの作業			
4	5	5	4		(4) 旋回を行う場合は、旋回範囲内に人や障害物のないことを確認すること。	クレーン則74				4	5	5	4	(4) 旋回を行う場合は、旋回範囲内に人や障害物のないことを確認すること。また、クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示するなどの方法により立入を禁止すること。	クレーン則74	クレーン則74の改正に伴う改訂	
5					第5章 仮設工事					5				第5章 仮設工事			
5	4				第4節 足場等					5	4			第4節 足場等			
5	4	3			3. 組立設置作業					5	4	3		3. 組立設置作業			
5	4	3	2		(2) 作業を行う区域内には、関係作業員以外の作業員の立入を禁止すること。	安衛則564				5	4	3	2	(2) 作業を行う区域内には、関係作業員以外の作業員の立入を禁止することを見やすい箇所に表示するなどの方法で禁止すること。	安衛則564	・安衛則564の改正に伴う改訂	
5	4	3	6		(6) つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが 5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならない。	安衛則565				5	4	3	6	(6) つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが 5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならない。	安衛則565	・読点のカンマへの修正（4箇所）	
6					第6章 運搬工					6				第6章 運搬工			
6	1				第1節 一般事項					6	1			第1節 一般事項			
6	1	6			6. 運搬作業における現場管理					6	1	6		6. 運搬作業における現場管理			
6	1	6	0	1	第1章4節、第2章10節に準ずること。					6	1	6	0	1	第1章4節、第2章11節に準ずること。		・照会結果より
6	2				第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等					6	2			第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等			
6	2	2			2. 運搬作業					6	2	2		2. 運搬作業			
6	2	2	11		(11) テールゲートリフターの操作は、必要な資格を取得している者が行うこと。	安衛則36				6	2	2	11	(11) テールゲートリフターの操作は、必要な資格を取得している者が行うこと。	安衛則36	・読点のカンマへの修正（1箇所）	
6	2	2	13		(13) 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で積み卸し作業を行うときは、昇降設備を設置する。	安衛則151の67				6	2	2	13	(13) 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で積み卸し作業を行うときは、昇降設備を設置する。	安衛則151の67	・読点のカンマへの修正（1箇所）	

6	5			第5節 機関車・運搬車		6	5			第5節 機関車・運搬車		
6	5	2		2. 運搬作業		6	5	2		2. 運搬作業		
6	5	2	5	(5) 後押し運転を行う時は次の措置を講じるか、その区域への立入りを禁止すること。	安衛則224	6	5	2	5	(5) 後押し運転を行う時は次の措置を講じるか、その区域の作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することなどの方法により禁止すること。	安衛則224	・安衛則224の改正に伴う改訂
7				第7章 土工工事		7				第7章 土工工事		
7	1			第1節 一般事項		7	1			第1節 一般事項		
7	1	6		6. 土工工事における現場管理		7	1	6		6. 土工工事における現場管理		
7	1	6	0	第1章4節、第2章10節に準ずること。		7	1	6	0	第1章4節、第2章11節に準ずること。		・照会結果より
7	5			第5節 発破掘削		7	5			第5節 発破掘削		
7	5	9		9. 装填作業の留意事項		7	5	9		9. 装填作業の留意事項		
7	5	9	3	(3) 発破を行うときは、あらかじめ定めた危険区域内の者を退避させ、見張員を配置してその区域内への立入りを禁止し、発破を知らせたうえで点火すること。	安衛則320 火取則53	7	5	9	3	(3) 発破を行うときは、あらかじめ定めた危険区域内の者を退避させ、その区域内への立入りを禁止し、発破を知らせたうえで点火すること。	安衛則320 火取則53	・火取則53の改正に伴う改訂
8				第8章 基礎工事		8				第8章 基礎工事		
8	1			第1節 一般事項		8	1			第1節 一般事項		
8	1	5		5. 基礎工事における現場管理		8	1	5		5. 基礎工事における現場管理		
8	1	5	0	第1章4節、第2章10節に準ずること。		8	1	5	0	第1章4節、第2章11節に準ずること。		・照会結果より
9				第9章 コンクリート工事		9				第9章 コンクリート工事		
9	1			第1節 一般事項		9	1			第1節 一般事項		
9	1	4		4. コンクリート工事における現場管理		9	1	4		4. コンクリート工事における現場管理		
9	1	4	0	第1章4節、第2章10節に準ずること。		9	1	4	0	第1章4節、第2章11節に準ずること。		・照会結果より
9	4			第4節 コンクリート工		9	4			第4節 コンクリート工		
9	4	2		2. コンクリート打設設備		9	4	2		2. コンクリート打設設備		
9	4	2	2	(2) バケットの下及びバンカー線内には作業員を入れないこと。	クレーン則74の2	9	4	2	2	(2) バケットの下及びバンカー線内には作業員を入れないこと。また、立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示するなどの方法で立入を禁止すること。	クレーン則74の2	・クレーン則74の2の改正に伴う改訂
9	4	3		3. コンクリート打設作業		9	4	3		3. コンクリート打設作業		
9	4	3	6	(6) コンクリート等の吹出し等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場所には、立入禁止措置を講じること。	安衛則171の2	9	4	3	6	(6) コンクリート等の吹出し等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することなどの方法により禁止すること。	安衛則171の2	・安衛則171の2の改正に伴う改訂
13				第13章 道路工事		13				第13章 道路工事		
13	1			第1節 一般事項		13	1			第1節 一般事項		
13	1	6		6. 道路工事における現場管理		13	1	6		6. 道路工事における現場管理		
13	1	6	1	(1) 第1章4節、第2章10節に準ずること。		13	1	6	1	(1) 第1章4節、第2章11節に準ずること。		・照会結果より
13	4			第4節 維持修繕工事		13	4			第4節 維持修繕工事		
13	4	5		5. 清掃、除草等の作業		13	4	5		5. 清掃、除草等の作業		
13	4	5	4	(4) 草刈、盛土の際の路肩作業にあたっては、車両通過の際の飛石等を防止するため、路面の落石等を除去するなどの対策を講じること。また、防護措置を必ず除草作業の移動と同調すること。		13	4	5	4	(4) 草刈、盛土の際の路肩作業にあたっては、車両通過の際の飛石等を防止するため、路面の落石等を除去するなどの対策を講じること。また、防護措置を必ず除草作業の移動と同調すること。		・読点のカンマへの修正（1箇所）
14				第14章 橋梁工事（架設工事）		14				第14章 橋梁工事（架設工事）		
14	1			第1節 一般事項		14	1			第1節 一般事項		
14	1	6		6. 橋梁工事における現場管理		14	1	6		6. 橋梁工事における現場管理		
14	1	6	0	第1章4節、第2章10節に準ずること。		14	1	6	0	第1章4節、第2章11節に準ずること。		・参照元の節番号変更の為
14	3			第3節 鋼橋架設作業		14	3			第3節 鋼橋架設作業		
14	3	6		6. クレーン作業		14	3	6		6. クレーン作業		
14	3	6	3	(3) ケーブルクレーン作業においては、巻上、横引用ワイヤロープの内角側に入らないこと。	クレーン則28	14	3	6	3	(3) ケーブルクレーン作業においては、巻上、横引用ワイヤロープの内角側に入らないよう見やすい箇所に表示するなどの方法で禁止すること。	クレーン則28	・クレーン則28の改正に伴う改訂
14	3	10		10. 溶接・塗装等作業	有機則5.9 粉じん則27	14	3	10		10. 溶接・塗装等作業	有機則5.9 粉じん則27	

14	3	10	0	2	(2) 箱桁・鋼橋脚等の内部に限らず、塗膜の剥離など剥離剤の取扱い作業では、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合に排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。	厚生労働省通達基 安化発1222第2号 (R3. 12. 22)	14	3	10	0	2	(2) 箱桁・鋼橋脚等の内部に限らず、塗膜の剥離など剥離剤の取扱い作業では、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合に排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。	厚生労働省通達基 安化発0518第1号 (R4. 5. 18)	・通達発出に伴う改訂
15					第15章 山岳トンネル工事		15					第15章 山岳トンネル工事		
15	1				第1節 一般事項		15	1				第1節 一般事項		
15	1	4			4. 事前調査における留意事項		15	1	4			4. 事前調査における留意事項		
15	1	4	1	1	(1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	福岡地下鉄七隈線 延伸工事現場にお ける道路陥没に関 する委員会報告書 安衛則379 山岳トンネル工事 の切羽における肌 落ち災害防止対策 に係るガイドライ ン 厚生労働省通達基 発0118第1号 (H30. 1. 18)	15	1	4	1	1	(1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	福岡地下鉄七隈線 延伸工事現場にお ける道路陥没に関 する委員会報告書 安衛則379 山岳トンネル工事 の切羽における肌 落ち災害防止対策 に係るガイドライ ン 厚生労働省通達基 発0326第1号 (R6. 3. 26)	・通達発出に伴う改訂
15	1	5			5. 施工計画		15	1	5			5. 施工計画		
15	1	5	3	1	(3) 肌落ち防止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。	山岳トンネル工事 の切羽における肌 落ち災害防止対策 に係るガイドライ ン 厚生労働省通達基 発0118第1号 (H30. 1. 18)	15	1	5	3	1	(3) 肌落ち防止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。	山岳トンネル工事 の切羽における肌 落ち災害防止対策 に係るガイドライ ン 厚生労働省通達基 発0326第1号 (R6. 3. 26)	・通達発出に伴う改訂
15	1	5	3	2	① 肌落ち防止対策		15	1	5	3	2	① 肌落ち災害防止対策		・通達発出に伴う改訂
15	1	5	3	3	第15章1節4 (1) の地山の事前調査結果に適応した肌落ち防止対策		15	1	5	3	3	第15章1節4 (1) の地山の事前調査結果に適応した具体的な肌落ち災害防止対策及びその留意事項に基づき必要な措置を明記すること。		・通達発出に伴う改訂
							15	1	5	3	4	② 切羽の立入禁止措置、特段の配慮を必要とする範囲及び同範囲内における措置		・通達発出に伴う追加
							15	1	5	3	5	切羽への労働者の立入りの原則禁止、特段の配慮を必要とする範囲及び同範囲内における措置を明記すること。		・通達発出に伴う追加
15	1	5	3	4	② 切羽の監視		15	1	5	3	6	③ 切羽の監視		・通達発出に伴う改訂
15	1	5	3	5	切羽監視責任者による監視項目、監視方法等。なお、監視項目は肌落ちの予兆を感知できる項目を定めるものとするが、少なくとも次の事項を含むこと。		15	1	5	3	7	切羽監視責任者による監視項目、監視方法等を明記すること。なお、監視項目は肌落ちの予兆を感知できる項目を定めるものとするが、少なくとも次の事項を含むこと。		・通達発出に伴う改訂
15	1	5	3	10	また、監視方法については、切羽で作業が行われる間は切羽を常時監視することを含むこと。		15	1	5	3	12	また、監視方法については、切羽で作業が行われる間は切羽を常時監視することを含むこと。なお、常時監視にデジタル技術を活用する場合、切羽監視責任者の直接目視による監視と同等以上の安全衛生水準を確保する必要がある。		・通達発出に伴う改訂
15	1	5	3	11	③ 切羽からの退避		15	1	5	3	13	④ 切羽からの退避		・通達発出に伴う改訂
15	1	5	3	12	肌落ちにより被災するおそれのある場合に直ちに労働者を切羽から退避させるための退避方法、切羽監視責任者による退避指示の方法等		15	1	5	3	14	肌落ちにより被災するおそれのある場合に直ちに労働者を切羽から退避させるための退避方法、切羽監視責任者による退避指示の方法等を明記すること。		・通達発出に伴う改訂
15	1	5	3	13	④ その他		15	1	5	3	15	⑤ その他		・通達発出に伴う改訂
15	1	5	3	14	地山の状況に応じ、追加の肌落ち対策を検討すること。		15	1	5	3	16	地山の状況に応じ、追加の肌落ち災害防止対策を検討すること。		・通達発出に伴う改訂
							15	1	5	5		(5) 事業者は、肌落ち防止計画等を作業員に確実に周知した上で、同計画等に基づき、一連の作業を適切に実施すること。		・通達発出に伴う追加

15	1	5	5	(5) 粉じんに関する事項については、本章第4節に準ずること。		15	1	5	6	(6) 粉じんに関する事項については、本章第4節に準ずること。		・通達発出に伴う改訂
15	1	5	6	(6) 他工区との緊密な協力体制を必要とする場合には、関係者による協議組織等を設置し、相互の連絡調整を図ること。		15	1	5	7	(7) 他工区との緊密な協力体制を必要とする場合には、関係者による協議組織等を設置し、相互の連絡調整を図ること。		・通達発出に伴う改訂
15	1	6		6. 資格者の選任		15	1	6		6. 資格者の選任		
15	1	6	4	(4) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理を行う「保護具着用管理責任者」を、作業場ごとに、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識、経験を有する者から指名し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。	厚生労働省通達基 発第0207006号 (H17.2.7)	15	1	6	4	(4) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理を行う「保護具着用管理責任者」を、作業場ごとに、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識、経験を有する者から指名し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。	厚生労働省通達基 発0525第3号 (R5.5.25)	・通達発出に伴う改訂
15	1	8		8. 山岳トンネル工事における現場管理		15	1	8		8. 山岳トンネル工事における現場管理		
15	1	8	1	(1) 第1章4節、第2章10節に準ずること。		15	1	8	1	(1) 第1章4節、第2章11節に準ずること。		・参照元の節番号変更の為
15	1	8	2	(2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。また切羽における作業はできる限り機械等で行うようにすること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基 発0118第1号 (H30.1.18) 安衛則151の 3,155,190	15	1	8	2	(2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。鏡吹付け又は一次吹付け未施工区間の素掘り面直下への立入りは厳に慎むこと。また、切羽（天端）からの45度の範囲は特段の配慮を必要とする範囲とし、範囲の明示などの立入禁止措置を講じ、可能な限り立入りを避けること。これらにやむを得ず立ち入る場合には、切羽監視責任者の監視のもと、バックプロテクターの着用等すること。また、切羽における作業はできる限り機械等で行うようにし、各種作業の遠隔化・自動化、各種センサー等の活用などの取組を積極的に進めること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基 発0326第1号 (R6.3.26) 安衛則151の 3,155,190	・通達発出に伴う改訂
15	1	8	6	(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	安衛則43,44,45 じん肺法7,8,9 参考HP https://www.kensaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html	15	1	8	6	(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	安衛則43,44,45 じん肺法7,8,9 参考HP https://www.kensaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html	・読点のカンマへの修正（1箇所）
15	7	8		8. 緊急の措置	官技発第329号 (S53.7.26) 安衛則389の8	15	7	8		8. 緊急の措置	官技発第329号 (S53.7.26) 安衛則389の8	
15	7	8	1	(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限限界値の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めたときは、直ちに作業員の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。		15	7	8	1	(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限限界値の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めたときは、直ちに作業員の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。		・安衛則389の8の改正に伴う改訂
						15	7	8	2	(2) 可燃性ガスの濃度が爆発下限限界値の30%未満であることを確認するまで、関係者以外の立入禁止が当該ずい道等の内部が立入禁止であることを見やすい箇所に表示しなければならない。		・安衛則389の8の改正に伴う改訂

15	7	8	2	(2) 通気換気を行っても、可燃性ガスの濃度が爆発下限値以下に下らない場合には、工事を一時中止し換気設備を再検討すること。		15	7	8	3	(3) 通風、換気を行っても、可燃性ガスの濃度が爆発下限値の30%未満に下らない場合には、工事を一時中止し換気設備を再検討すること。		・安衛則389の8の改正に伴う改訂
15	8			第8節 掘削工		15	8			第8節 掘削工		
15	8	2		2. 肌落ち防止計画の実施および変更	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18)	15	8	2		2. 肌落ち防止計画の実施および変更	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)	・通達発出に伴う改訂
15	8	2	1	1	(1) 切羽の調査	15	8	2	1	1	(1) 切羽の調査	
15	8	2	1	2	① 切羽の観察	15	8	2	1	2	① 切羽の観察	
15	8	2	1	4	ア) 圧縮強度及び風化変質	15	8	2	1	4	ア) 切羽及び素掘り面の状態、圧縮強度並びに風化変質	・通達発出に伴う改訂
15	8	2	1	9	② 切羽の観察結果の記録	15	8	2	1	9	② 切羽の観察結果の記録	
15	8	2	1	10	①の切羽の観察結果を記録すること。また、必要に応じて切羽評価点を作成し、地山等級を査定すること。	15	8	2	1	10	①の切羽の観察結果を記録すること。また、必要に応じて切羽評価点を算定し、地山等級を査定し、適切な支保パターンを選定すること。	・通達発出に伴う改訂
15	8	2	1	11	③ 計画の適否の確認	15	8	2	1	11	③ 計画の適否の確認	
15	8	2	1	12	①及び②の切羽の調査結果から得られる地山等級と設計時の地山等級を比較し、同計画の適否を確認すること。	15	8	2	1	12	①及び②の切羽の観察結果から得られる地山等級と設計時の地山等級及び支保パターンを比較し、同計画の適否を確認すること。	・通達発出に伴う改訂
15	8	2	2	1	(2) 計画の変更	15	8	2	2	1	(2) 計画の変更	
15	8	2	2	2	(1)の切羽の調査結果及びその他の情報から、作成した肌落ち防止計画によって十分な肌落ち対策ができないおそれがあると認められる場合には、施工者は、発注者及び設計者と十分検討を行い、肌落ち防止計画を適切なものに変更すること。また、変更した肌落ち防止計画は関係労働者に確実に周知すること。	15	8	2	2	2	(1)の切羽の調査結果及びその他の情報から、作成した肌落ち防止計画によって十分な肌落ち災害防止対策ができないおそれがあると認められる場合には、施工者は、発注者及び設計者と十分検討を行い、肌落ち防止計画を適切なものに変更すること。また、変更した肌落ち防止計画は関係労働者に確実に周知すること。	・通達発出に伴う改訂
15	8	3			3. 切羽監視責任者の選任等	15	8	3		3. 切羽監視責任者の選任等	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18)	・通達発出に伴う改訂
15	8	3	2	1	(2) 切羽監視責任者の職務	15	8	3	2	1	(2) 切羽監視責任者の職務	
15	8	3	2	2	切羽監視責任者は、2の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させること。	15	8	3	2	2	切羽監視責任者は、切羽の変状、割目の発生の有無、湧水の有無、岩盤の劣化の状態を含め、2の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させること。 なお、常時監視にデジタル技術を活用する場合、切羽監視責任者の直接目視による監視と同等以上の安全衛生水準を確保する必要がある。	・通達発出に伴う改訂
15	8	4			4. 坑内掘削	15	8	4		4. 坑内掘削		
15	8	4	2		(2) 浮石落としや支保工の補修及び削岩・せん孔等の作業が行われている所には関係者以外の立入りを禁止すること。	15	8	4	2	(2) 浮石落としや支保工の補修及び削岩・せん孔等の作業が行われている所には関係者以外が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示するなどの方法により、禁止すること。	安衛則386	・安衛則386改正に伴う改訂

15	8	4	5	1	(5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18)	15	8	4	5	1	(5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)	・通達発出に伴う改訂
15	8	4	5	2	① 作業に従事する労働者に保護帽、保護具(バックプロテクター等)、安全靴(長靴)、必要に応じて防じん機能を有する電動ファン付呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するもの等を着用させること。		15	8	4	5	2	① 作業に従事する労働者に保護帽、保護具(バックプロテクター、保護メガネ等)、安全靴(長靴)、必要に応じて防じん機能を有する電動ファン付呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するもの等を着用させること。		・通達発出に伴う改訂
16					第16章 シールドトンネル・推進工事		16					第16章 シールドトンネル・推進工事		
16	1				第1節 一般事項		16	1				第1節 一般事項		
16	1	4			4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	1	4			4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	・適用基準等の欄に改行追加
16	1	9			9. シールドトンネル工事・推進工事における現場管理		16	1	9			9. シールドトンネル工事・推進工事における現場管理		
16	1	9	1		(1) 第1章4節、第2章10節、第15章1節8に準ずること。		16	1	9	1		(1) 第1章4節、第2章11節、第15章1節8に準ずること。		・参照元の節番号変更の為
17					第17章 河川及び海岸工事		17					第17章 河川及び海岸工事		
17	1				第1節 一般事項		17	1				第1節 一般事項		
17	1	7			7. 現場管理		17	1	7			7. 現場管理		
17	1	7	1		(1) 第1章4節、第2章10節に準ずること。		17	1	7	1		(1) 第1章4節、第2章11節に準ずること。		・参照元の節番号変更の為
18					第18章 ダム工事		18					第18章 ダム工事		
18	2	1			1. 現場管理及び建設機械の運用		18	2	1			1. 現場管理及び建設機械の運用		
18	2	1	0	1	第2章10節及び第4章2節に準ずること。		18	2	1	0	1	第2章11節及び第4章2節に準ずること。		・参照元の節番号変更の為
18	4				第4節 堤体コンクリート工事		18	4				第4節 堤体コンクリート工事		
18	4	4			4. クレーン下の作業	クレーン則29	18	4	4			4. クレーン下の作業	クレーン則29	
18	4	4	0	1	ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を行う場合は、バケット及び吊り荷の直下に作業員を立入らせないこと。		18	4	4	0	1	ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を行う場合は、バケット及び吊り荷の直下に作業員を立入らせないことを見やすい箇所に表示するなどの方法で禁止すること。		・クレーン則29の改正に伴う改訂
19					第19章 構造物の取りこわし工事		19					第19章 構造物の取りこわし工事		
19	1				第1節 一般事項		19	1				第1節 一般事項		
19	1	5			5. 取りこわし工事における現場管理		19	1	5			5. 取りこわし工事における現場管理		
19	1	5	1		(1) 第1章4節、第2章10節に準ずること。		19	1	5	1		(1) 第1章4節、第2章11節に準ずること。		・参照元の節番号変更の為